

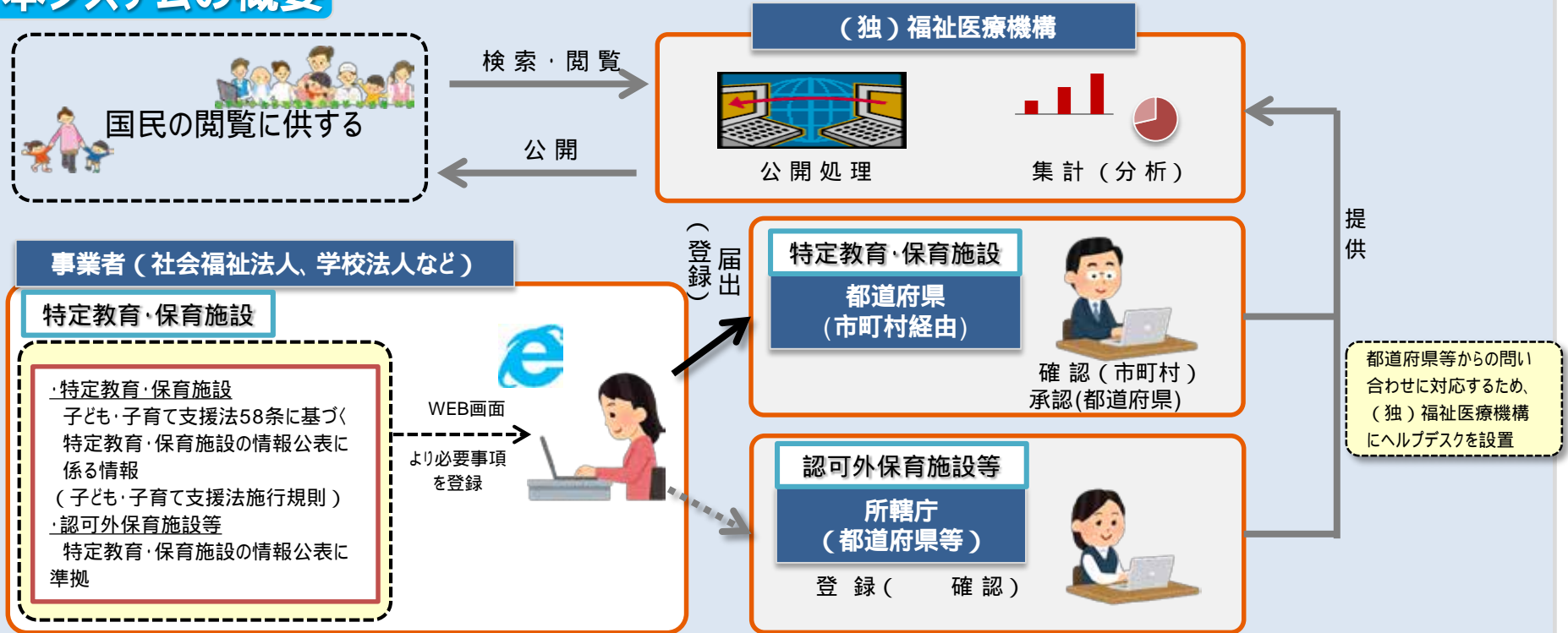
## 本事業の趣旨について

子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設の情報公表、及び幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、利用者の選択に資する情報をインターネット上で、直接閲覧できる環境で構築し、安定した運用を行うことを目的とする。

特定教育・保育施設については、特定教育・保育施設事業者が当該システムに情報登録を行い、自治体の入力確認及び情報公表の承認操作により、情報公表が実施できるものとする。なお、入力権限については、特定教育・保育施設事業者だけでなく、特定教育・保育施設の所轄庁である自治体にも付与する。認可外保育施設等の情報登録については、特定教育・保育施設の方法に準拠した上で、都道府県等に入力権限を付与する。

令和元年度（2019年度）中にシステム構築し、令和2年度（2020年度）から運用を実施する。

## 本システムの概要



### 【情報公表の流れ】

1. 特定教育・保育施設事業者は、自ら情報登録を行い、都道府県へ情報を登録。市町村が登録内容を確認、都道府県が承認すると、(独)福祉医療機構において集計、公開処理が行われる。
2. 認可外施設等については、所轄庁が登録業務から確認(承認)までを担う。(将来的に事業者自らの登録も可能とした仕様とする)